







## 申 立 書 (法人用)

廃棄物の処理および清掃に関する法律第7条第5項第4号の欠格要件

- 1 申請者が次の者でないこと  
心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者  
(精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な  
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)  
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 2 申請者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ  
とがなくなった日から5年を経過しない者
  - 3 次の(1)～(3)のいずれかの者で罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は  
執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
    - (1) 次の法令及びこれに基づく処分に違反した者  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
浄化槽法  
大気汚染防止法  
騒音規制法  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
水質汚濁防止法  
悪臭防止法  
振動規制法  
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律  
ダイオキシン類対策特別措置法  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
    - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(第32条の3第7項及び  
第32条の11第1項 以外の規定)に違反した者  
都道府県暴力追放運動推進センターの職員及び役員の守秘義務等
    - (3) 刑法の次の ~ のいずれかの罪を犯した者  
傷害(第204条)  
傷害現場助成(第206条)  
暴行(第208条)  
凶器準備集合、結集(第208条の2)  
脅迫(第222条)  
背任(第247条)
  - 4 次の ~ の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者  
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可取消し(廃棄物処理法第7  
条の4)  
(特別管理)産業廃棄物収集運搬業、又は(特別管理)産業廃棄物処分業の許可  
の取消し(廃棄物処理法第14条の3、第14条の6)  
浄化槽清掃業者の許可の取消し(浄化槽法第41条第2項)
  - 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる  
相当の理由がある者
  - 6 法定代理人が1～5のいずれかに該当する未成年者  
営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者に限る
- 注 1 事業者が法人の場合は、役員又は使用人が、その適用となる上記要件に該  
当した場合は、当該法人が欠格要件に該当する。  
2 事業者が個人の場合は、使用人が、その適用となる上記要件に該当した場  
合は、当該個人が欠格要件に該当する。  
3 法人が当該要件に該当するのは、法人に対し罰金刑が定められている場合  
に限る。

当法人並びに別記役員等は、上記1～6のいずれにも該当しないこと  
を申し立てます。

年 月 日

住 所

名 称

代表者名

渋川市長様

(添付書類)

# 誓 約 書

澁川市長様

年 月 日付けで提出した一般廃棄物処分業の許可申請

(新規許可・更新許可)については、関係法令並びに澁川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守し、許可の条件等を厳守して業を行います。

更に、貴職よりの指示、指導についてはそれに忠実に従うことを本誓約書により確約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)